

◎交際費の支出基準について

- (1)会費 各種団体が行う懇親会等飲食を伴う会合への出席に係る経費
 (2)慶事 記念行事、式典、祝賀会等に際しての祝いに係る経費
 (3)見舞い 病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費
 (4)弔事 市政関係者、協力者およびその親族に対する香典等、供花、供物等に係る経費
 (5)懇談費 来客、市政関係者との懇談に係る経費
 (6)記念品等 来客への土産、特産品の紹介、記念品、お祝い等贈答品に係る経費
 (7)その他 上記の区分に掲げるもの以外の経費

区分	対象	支出基準
会費	飲食を伴うもの	5,000円 明記されたものは、その金額
慶事	褒章・叙勲受章者	祝い花 5,000円程度
見舞い	市政関係者	5,000円
	罹災した者	10,000円
弔事	市議(現職)	香典等50,000円、供花、供物
	〃 親族(※1)	香典等5,000円
	市議(元職)	香典等5,000円
	〃 親族(※1)	香典等5,000円
	その他市政関係者	香典等5,000円～10,000円、供花
	職員	香典等10,000円、供物【親族(※1)は市外の場合に弔電のみ】
	元職員(※2)	香典等5,000円
他市町村特別職	香典等5,000円～10,000円、供花	
懇談費	来客、市政関係者	別途協議により決定
記念品等	来客、市政関係者	1,000円～10,000円
その他	激励等	3,000円～5,000円

(※1)配偶者、実父母、同居の父母及び子(血族・姻族を問わない)

(※2)部長職以上で退職したもので、退職後10年以内の者とする。

表に規定する以外のとき又は表に規定するときでも、特別な場合については、その都度協議するものとする。